

公募説明書

1 業務概要

(1) 事業名

埼玉県立循環器・呼吸器病センター「患者サービス事業（カード式テレビ等の設置及び運営事業）」

(2) 事業の内容

運営事業者は、埼玉県立循環器・呼吸器病センター（以下「センター」という。）が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、センターと協議のうえ運営に必要な設備整備を行い、患者等のためにカード式テレビ等の運営の全般を実施する。

(3) 履行場所

埼玉県熊谷市板井 1 6 9 6 番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター各病棟

(4) 内容・仕様

別紙 1「床頭台数量等、病院配置図」参照

(5) 履行期間

賃貸借契約開始日から 5 年間

(6) 実施上の条件

別紙 1「提案書評価基準、仕様書」参照

2 参加資格要件

(1) 過去 5 年間（平成 3 1 年 4 月から令和 6 年 3 月まで）に許可病床数 2 0 0 床以上の病院での「カード式テレビ等の設置及び運営事業」に係る契約実績が継続して 1 年以上あること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第 3 条第 2 項に該当する者

イ 契約規程第 2 1 条において準用する同規程第 3 条第 3 項の規定により随意契約に参加させないこととされた者

(3) 公示日以降に、埼玉県又は法人から入札参加停止措置を受けている期間がないこと。

(4) 公示日以降に、埼玉県又は法人から入札参加除外の措置を受けている期間がないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手

続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

(6) 成年被後見人、被保佐人又は破産者でないもの。

(7) 国税及び地方税を滞納していないもの。

(8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 参加資格の確認

プロポーザルに参加できる者は、下記の申請を行い、本プロポーザルに係る参加資格の確認を受けた者に限る。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	内容	部数	備考
①参加資格確認申請書	様式第2号	正本 1 副本 1	
②会社（業務）概要書	様式第3号	正本 1 副本 1	
③登記事項証明書	履歴事項全部証明書	正本 1 副本 1	※法人の場合
④身分証明書	本籍地市区町村が発行する身分証明書	正本 1 副本 1	※個人の場合
⑤納税証明書	直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書（個人の場合は上記に相当する証明書）	正本 1 副本 1	
⑥財務諸表類	直近2か年分の貸借対照表、損益計算書の写し（個人の場合は上記に相当する書類）	正本 1 副本 1	
⑦契約実績	様式第4号	正本 1 副本 1	

※副本はコピーで可。

(2) 受付場所・提出方法

郵送又は持参により下記「13 窓口・問合せ先」あて提出すること。

なお、郵送の場合は、封筒に「埼玉県立循環器・呼吸器病センター「患者サービス事業（カード式テレビ等の設置及び運営事業）」申請書類在中」と朱書し、書留郵便により下記期限内に必着のこと。

(3) 受付期間・受付時間

令和6年5月13日（月）から令和6年5月24日（金）正午まで
持参の受付時間は、午前10時から午後5時まで（最終日は、正午まで）

(4) 参加資格の確認結果

令和6年5月27日（月）までに、確認申請書に記載のメールアドレスあて電子メールにより通知する。なお、参加資格が「なし」の場合は確認通知書にその理由を付するが、参加資格を満たさないとした理由に不服がある場合は、苦情申出書により申し出ができる。

(5) 留意事項

ア プロポーザル参加者が、次の各号に該当するときは失格とする。

(ア) 契約締結までに「2 参加資格要件」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合は、失格とする条件を付して(4)の通知を行う。

(イ) 提出書類に虚偽の記載をした場合。

イ プロポーザル参加者は、担当者から提出書類に関し説明を求められた場合は、提出者の負担において説明に応じなければならない。

ウ 法人は、提出された確認申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。提出された書類は返却しない。

エ プロポーザルに参加する者の数が1者であっても、手続を執行する。

4 閲覧図書の有無

無

5 質問及び回答

(1) 受付期間 令和6年5月13日（月）から令和6年5月21日（火）正午まで

(2) 受付場所 「13 窓口・問合せ先」に同じ。

(3) 提出方法 FAX又は電子メール（電話により着信の確認を行うこと。）

(4) 回答期限 令和6年5月23日（木）

(5) 回答方法

ア 参加希望者全員に共通する質問に対する回答は、法人ホームページの本案件掲載ページに掲載する。

イ プロポーザル参加希望者全員に共通しない質問に対する回答は、当該質問者にファクシミリ又は電子メールにより回答する。

(6) その他

ア 質問は質問書（様式第7号）による。

イ 参加資格や提案と関係のない事項に関する質問やその他公正な審査を阻害す

るおそれがある質問は受け付けない。

6 現地説明会の実施

無

7 提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	内容	部数	備考
① 提案書	様式第 5 号	正本 1 部 副本 9 部	原則 A4 版とし、 A3 版の場合は A4 版に折込むこと。
② 賃貸借料率提案書	様式第 6 号	正本 1 部 副本 9 部	

(2) 受付場所・提出方法

ア 郵送又は持参により下記「13 窓口・問合せ先」あて提出すること。

イ 郵送の場合は、封筒に「埼玉県立循環器・呼吸器病センター「患者サービス事業（カード式テレビ等の設置及び運営事業）提案書在中」と朱書きし、書留郵便により下記期限内に必着のこと。

ウ 期限までに提案書が到達しなかった場合は、審査を受けることができない。

(3) 受付期間 令和 6 年 5 月 28 日（火）から令和 6 年 6 月 4 日（火）まで 持参の受付時間は、午前 10 時から午後 5 時まで

(4) 提案書の内容

様式第 5 号により、別紙「提案書等評価基準」の項目ごとの「評価内容」を参考に、優位性、アピールポイントも含め簡潔明瞭に分かりやすく作成すること。全体で 10 枚（両面印刷で 20 ページ）以内にして提出すること。

図などを用いることは自由である。文字の大きさは、11 ポイント以上とする。

なお、パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最低限の枚数とすること。

プロポーザル参加者は、この提案書及び見積書によって、ヒアリング審査の説明（プレゼンテーション）を行うものとする。

(5) 提案書の提出をもって当説明書、仕様書等の記載内容及び条件を承諾したとみなす。

(6) 提案書の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類は本業務の審査以外の目的には提出者に無断で使用しない。また、提出書類は本業務の事業者の審査に必要な範囲で使用又は複製できるものとする。

(9) プロポーザル参加者は、二つ以上の提案をすることはできない。また、提出した

提案書は字句の誤りを除き変更、差し替え、再提出はできないものとする。

- (10) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、最適と考えられる者を変更することがある。

8 提案書提出後の予定

- (1) ヒアリング審査予定日

令和6年6月18日（火）

- (2) 選定結果通知方法

ア ヒアリング審査の時間割等については別途通知する。

イ ヒアリング審査後、選定委員会において当該業務の最適案を特定し、提案書を作成した者にその旨の通知を書面にて通知する。

ウ 上記イ以外の者に対して、特定しなかった旨を書面により通知する。

エ 各通知は、郵送又は電子メールにより通知する。

9 ヒアリング審査

プロポーザル参加者に対して、提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、ヒアリング審査を実施する。

- (1) ヒアリングへの参加人数は1事業者3人までとし、説明者は、原則として実際に受注した場合に業務運営にあたる業務責任者に予定された者とする。また、提案について明確な説明と責任ある回答のできる者が同席する。
- (2) プロポーザル参加者は、15分の説明（プレゼンテーション）を行う。ただし、プロポーザル参加者数によっては、説明時間を調整することがある。
- (3) 説明は、提出された提案書と見積書のみを使用すること。追加資料等の配付は一切禁止することとし、プロジェクターやOHP等の機材も使用できない。ただし、既に提出済みの提案書の一部を拡大しパネル等により使用することは許可する。
- (4) 審査者に配付する提案書について、参加者が特定できると想定される部分は伏せ字にする。
- (5) 説明前及び説明中に会社名や説明者名の紹介、名刺交換など参加者が特定できる行為は禁止する。会社名の入った封筒や名札、徽章など会社名が特定できる物の会場への持込みも禁止する。
- (6) ヒアリング審査及び記録は非公開とする。

10 審査

- (1) センターは、埼玉県立循環器・呼吸器病センター「患者サービス事業（カード式テレビ等の設置及び運営事業）」事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し（事務局：埼玉県立循環器・呼吸器病センター管財担当）、患者サービス事

業の事業者選定に係る審査を行う。

- (2) 選定委員会は、書類審査及びヒアリング審査の内容について、選定委員全員の評価を参考に総合的な合議により交渉権者を選定する。評価が最も高い者を第一交渉権者とし、次点の者を第二交渉権者とする。
- (3) 評価基準は別紙「提案書等評価基準」のとする。
- (4) 審査の経過等に関する問い合わせには一切回答しない。

1 1 契約締結

(1) 契約書作成

ア 別添契約書(案)をもとに、第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。

イ 契約書は2通を作成し、双方各1通を保管する。

ウ 契約書に双方が記名押印することにより当該契約は確定する。

エ 契約にあたって、又は契約後に仕様書の趣旨に反する覚書等を取り決めた場合は、その取り決めに無効とする。

- (2) 契約の対象となる業務内容の協議は、提案書に記載された内容に基づいて行うものとし、審査対象とした事項は原則として変更できない。

- (3) 内定者は、仕様書等に係る不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (4) 内定者が、次の各号に該当するときは内定を取り消す。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、次点の者を内定者に繰り上げる。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ 参加資格に掲げる要件に適合しなくなったとき。

ウ 協議の辞退を申し出たとき。

エ 協議が膠着状態に陥ったとセンターが判断したとき。

オ 正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。

カ 事業者の資金事情の変化等により、提案した事業の運営が確実に履行できないと法人が判断したとき。

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により事業者としてふさわしくないと法人が判断したとき。

- (5) 契約保証金は、賃貸借提案書に記載の5年間の提案賃貸借料予定額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の1以上とする。ただし、契約規程第26条第2項のいずれかに該当する場合は免除することができる。

免除を申請する場合は契約保証金免除申請書（様式第8号）を提出すること。

1 2 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本円

(2) 本プロポーザルに係る一切の費用はプロポーザル参加者の負担とする。

(3) プロポーザル参加者は、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式第9号）」により届け出ること。

(4) スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和6年5月21日（火） 正午
質問に対する回答	令和6年5月23日（木）
参加資格確認申請の提出期限	令和6年5月24日（金） 正午
参加資格確認結果の通知	令和6年5月27日（月）
企画提案書の提出期限	令和6年6月 4日（水） 17時
ヒアリング	令和6年6月18日（火） 予定
契約締結	令和6年7月 1日（月） 予定

1 3 窓口・問い合わせ先

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井 1696

電話 048-536-9900

FAX 048-536-9920

E-mail k369900s@saitama-pho.jp